

近世の宇治・山田における死穢の忌避について

塚本 明

【要約】

近世の伊勢神宮前町の宇治・山田における、死穢への意識とそれを忌避する作法の時期的変化を考察した。死穢は神社世界の触穢体系の中核を占め、これに触れた者は厳しい行動規制を強いられた。中世以来、為政者たちの死に際して、死穢が広く遍満したとして、朝廷から京都近辺と伊勢神宮を含む関係する寺院に「天下触穢令」が発令される場合があった。だがこれとは別に、伊勢神宮が独自に、宇治・山田市中に対して発令する「触穢令」が確認できる。神宮の服忌令によれば、宮地での変死体発見、「速懸」を行わずに死体を一昼夜放置した場合、火災における焼死の発生の際に、市中一体の触穢となった。だが一八世紀初頭を画期として、宇治・山田市中への触穢令は激減する。その要因は、触穢の発生を避ける作法が発達したことにある。火災や水害で死者が出ても、それが直接の死因ではないとしたり、届け出方に工夫をこらしたりしたのである。また、死の発生地を縄や溝で囲んで、穢れが拡散しないようにする方法も一般化していった。先例を重視する神宮も、この時期には規定通りに触穢を適用することが困難であると認識していた。山田奉行も参宮客の意向を理由に、触穢適用の軽減を命じた。しかし、触穢の軽減は無限定に進められたのではない。文化年間に発生した「古骨一件」において物忌らが神宮長官の触穢の判定に激しく異議を唱えたように、神宮達内部で解釈をめぐる争われることもあった。判定をめぐる紛議でしばしば問題にされたのが、世間の評判、風説である。触穢の判定、死穢を避けられるか否かは、神宮に対する外界からの認識が影響した。

はじめに

死の穢れを忌避する意識は、言うまでもなく触穢観念の中核を占める。中世以来、神社世界で発達した触穢規定は、死の穢れに接した者に厳しい行動規制を強いた。死の穢れはその穢気が空間を伝染することに特質があるため、その発生は、触穢観念を共有する地域社会において、生活・生業を営む上で極めて深刻な影響を及ぼすことになる。

三万人の住民と年間数十万人の参宮客を迎える近世の伊勢神宮前町、宇治・山田において、人の死は決して特別な事件ではない。全ての死について触穢規定が機械的に適用されるならば、この都市の機能は始終停止することとなる。「伊勢神宮領」の民たちと神宮神官たち、この地を行政的に支配した幕府の遠国奉行たる山田奉行は、死穢をどのように受け止め、解釈したのだろうか。そして死穢の発生を避けるために、いかなる方策がとられていたのか。

時の権力者の死に際して、広く「天下」に触穢となった旨を伝え、神事を中断し、民衆の日常生活にも規制を及ぼす法令¹⁾触穢令が、中世以来存在していた。主として朝廷から発令され、京都市中一帯と畿内の関係する寺社、そして伊勢神宮にも伝達された²⁾。一方、宇治・山田において、特別な人間ではなく一般住民や動物の死に際して、伊勢神宮から独自に「触穢令」が発せられる場合があった。どのような死について、

地域社会に穢れが及ぶと観念されたのか。そしてそれは、京都の朝廷から伝達される触穢令とはどのような関係にあるのか。

伊勢神宮の門前町では、最も端的に神社の触穢観念の影響を受けよう。だがそれを、日本の近世社会のなかで特殊な例外と片付けるわけにはいかない。近世の民衆生活において、氏神などの神社の占める位置は大きく、通過儀礼等を通して人々の心性に与えた影響も、また大きい。ここでの検討結果は、江戸時代の地域社会における、死と穢れの意識について、最も強く神社の触穢観念が意識された場合のモデルとなるものと考ええる⁽²⁾。

宇治・山田においても、死穢の観念は江戸時代を通して一様ではない。死穢の解釈の変化により、触穢観念に基づく行動規制にも変化が起こる。死穢の観念とその変化は、死穢に携わる人間についての認識にも影響を及ぼそう。穢れ意識と死に携わる人間への差別の問題をも念頭に置きつつ、検討を加えることとする⁽³⁾。

一、市中触穢令について

(1) 市中遍満の触穢

死が大気中を覆い「遍満の触穢」となったと神宮によって判定された際には、周辺農村も含む宇治・山田一体の「神宮領」全体が触穢となつた旨が伝達される⁽⁴⁾。多くは七日間であるが、程度や発生地との距離により三十日、百日となる場合もある⁽⁵⁾。これに伴い、どのような規制が加えられるのか。明和七（一七七〇）年六月に、宇治の下中之地藏町で出火し、茶屋女一人が焼死した。その際の触穢時の記録⁽⁶⁾から整理しよう（傍線筆者。史料中の注記は「」で表記した）。

一、触穢ニ付宮中取斗諸事明和元年申十二月之格を以申付候、如左
一、從今日触穢ニ付、如古法楼宮石墨之前方奥江諸人之出入を禁、神号之御幌を外院へ出ス、其仕様楼宮如前一殿之東軒下之見当の南官道之真中へ黒木「杉木皮付末口一尺廻り笠木ヲ入ル、但高巾本宮御幌之寸尺也、但堀立」之幌懸を設け本宮神号之幌をかけ、御ふたを出ス「此ふたハ遷宮之節調進之御ふた也、常ニハ古殿下屋ニ入有之」、敷布を敷々布より手前之処長単席を敷、此所ニ而諸人為拝候也

一、風宮之拝所風宮橋北鳥居ノ前ニ御ふたを出候、諸人為拝候也

一、又僧尼拝所ハ子良館の北柴垣之下江御ふたを出候、僧尼為拝候

一、子良館ハ戸を閉御ふたを北口戸之処へ出候

一、荒祭拜所ハ一殿の南軒下へ御ふたを出し、諸人為拝候

一、御厩ハ繩を張南軒下へ御ふたを出し為拝候

一、触穢中御供調進并大小神楽等停止之、触穢中神楽等無之事、宝

永年中両宮家司大夫申合之文通有之

一、内院之出入相禁候場所之分細注連繩を引廻し、其場所ハ右神号幌かけ有之候処方北へ向楼宮より由貴殿之東を経夫方荒祭石橋之西宮山之内を通り荒祭宮ノ後より八十末社之東南を廻り、第四御門下豊受社之東南へ出西へ折て車宿の南の方を通り御幌の南ノ処へ出、宿直之西ニ皆々此注連繩を張候而外を廻宮中奉伺候なり
一、風宮ハ橋ノ鳥居の外より通り風宮の裏を見廻り、且又参道より見廻シニ伺候也

又御宮を廻ルニ北谷より荒祭宮ノ前へ出、北御門ノ道ヲ通り八十末社ノ内ノ道を経て如始通事も有之由、在経見神事記

一、外院ニ掛候神号御幌之前北方置石ノ下楼宮の南に番直を置、此

番所に日々常番之宮奉行相詰候

一、又庁舎殿ノ北火用心階子部屋を仮ニ用候而、宿直之者詰所ニ致候

但階子諸道具ハ脇へ出ス、尤火用心第一ニ入念申付

此宿直之者ハ平生御前宿直所へ相詰候者也

一、奥宮八十末社東正殿ノ御様子相見候場を考番所を立奥宮人昼夜四人ツゝ替々為詰候

一、豊受社之下番所を立大場宮人四人宛為詰候

一、荒祭宮後ノ方へ番所を立、風宮荒祭之宮人共相詰させ候

一、宮人共別ニ番を定日夜廻り候也

一、從今夜長官神主中権官等いつれも文殿ニ相詰、夜中替々夜明け迄無間断御宮四面注連張之外を見廻り候、勿論物忌父等別宮ゆへ、

清酒酒作以下諸役人宮奉行代官諸宮人各人数割をして無間断相廻候、宮奉行当番加番を定相廻候、火用心盗難之事等専氣を付候也、

神主中故実を考氣を付候

一、右宿直人神主中以下権官宮奉行代官等文殿ニ而食用、但食斗也、

禁酒申付

一、明日方神前宮奉行代官等朝飯昼夜文殿ニ而支度候様申付、尤交錢等之割方平日之通也

まず伊勢神宮においては神事が中断され、御饌の調進も停止される。

長官（一禰宜）以下神役人ら、平生宮中に伺候の者は全員が文殿ないしは宿館に参籠し、警護にあたる。食事は文殿で取るが、飲酒は禁じられる。重要なことは、触穢期間中には神樂が停止され、また内院には諸人の立入を禁じて注連繩をめぐらし、「神号之御幌」と「御ふた」を外院に出し、そこで参宮人を拝ませた、とする点である。遠く諸国から一生

に一度の念願で訪れた参宮客が、いざ伊勢に着いた際に、神宮の奥に至ることが出来ず神樂もあげられないとなれば、大いに不満が残ることとなる。社会経済的には諸国からの参宮客によって成り立っている宇治・山田において、こうした規制の影響は大きい。なお、触穢期間中は將軍や天皇の祈禱も、例外なく延期となった。

住民に対しても生活上の規制が加えられた。寛文元（一六六一）年二月二七日に外宮領馬瀬村での火災により、翌年正月三日までの七日間が触穢となった。神宮長官の日記には、この間に「諸神事元日之祭祀万人年始之儀礼悉以延引矣、期一七ケ日過明之間、以正月五日勤行之畢」と、正月神事が全て延期となった旨が記される。次の史料はその際の記録である。

右之時世上ノ餅ノ火ノ事、其日ノ穢ヨリサキノ未ノ刻ヨリ前ニツキ候餅ニハ穢無之故、穢七日ノ間ハ仮令其餅雖為蒸物不食之、触穢明キテ食スル也、未ノ刻ヨリ以後ノ穢ニカカリ候テツキ候餅ハ穢火故、穢七箇日ノ間ニ食尽ス也

又門神祭りモ穢明候テ祭也、門ノ飾リハ雖為穢内如常晦日飾ル也神事ノ中断のほか、食生活に影響が及んでいる。穢れる前の火を用いた食べ物は触穢期間中には食べられず、逆に触穢中の火を用いたものは、触穢明けには食べられない。つまり「触穢」によって市中の火自体が全て穢れてしまうのである。そして触穢が明けた際には、「火替」と「潔齋」とが必要となる。なお火元では「焼亡の触穢」の規定が適用され、焼けた瓦や釘、鍋などは、土に一定期間埋めた後でなければ用いることが許さなかった。

このほか触穢期間中には灸治が禁止されており、また外出制限等の行動規制や、漁鳥の殺生・売買の禁止がなされた可能性もある。

(2) 触穢適用の規定

だが、宇治・山田における全ての人の死について、このような対応がとられた訳では決してない。病気による自然死の場合は、死穢を避けるための速懸という作法がとられた。葬式は行わず、勿論死んでいることは皆承知の上だが、まだ生命が続いているとして（つまり、死を「なかったこと」にして）、墓へ送り埋葬するのである^⑩。住民のみならず参宮客や江戸から赴任した山田奉行の死も、原則としてこの作法によって処理された。こうすれば死穢の遍満は防ぐことが出来ることとなる。死穢の重い禁忌規定を逃れるための一種の方便で、中世から行われてきた。宇治・山田で発生した死の大半は、速懸により処理され、死穢を回避したのである。

では、いかなる死が遍満の触穢となるのか。天和三（一六八三）年六月に、幕府の求めに応じて伊勢神宮でまとめた服忌令の条文を見よう。

一、触穢

若於宮地有死人三十日穢、手足頭骨類斗有之者七ケ日穢、馬牛犬等死有之者五ケ日穢、四足頭骨類者三ケ日穢

右穢物有宮中境内者両宮并領内為触穢、此時諸神事并御饌調進止之、諸参宮人両宮不入、内院於外院奉拜、件穢物宮地之外在家有之者、其家内斗為触穢之

但、於在家死人有之時、其家一昼夜不葬置之者、両宮并領内触穢

火災時有人馬牛焼死者、有其死之地百ケ日穢、其外両宮并領内七

ケ日触穢

ここで「両宮并領内触穢」と表現されるのが、神宮領一円に穢れが及ぶとされる「遍満の触穢」にあたる。そのような事態が生じるのは、右の規定中では三つの場合である。

まず「宮地」で変死体が発見された場合である。神宮の宮山を含む宮域内での「死体」については、触穢とならざるを得ない。なおこれは、骨の一部や動物の死体について^⑪も、程度を減じて適用される。

次に、「宮地」以外の在家で発生した死について、すみやかに速懸を行わず、死体を一昼夜放置すれば、遍満の触穢となる。言い換えれば死体と認識してもそれが触穢に直結する訳ではなく、翌日に持ち越さなければ構わない、ということになる。

さて外宮権禰宜で漢字を修めた亀田末雅（文政六年に六三歳で死去）の著「今世触穢弁」^⑫では、この天和服忌令の規定を念頭に置き、寛永一九（一六四二）年に山田上之久保町で自殺死体を三日を経て葬礼を行ったために触穢になったことを述べ、この点について「当代京都遍満の触穢も此形ならん」との注が記されている。

「当代京都遍満の触穢」とは、この時代においても京都の朝廷から伊勢に伝達された、天下触穢令のことを指すであろう。天皇やその家族らの死に際して朝廷が発令する触穢令を、このように解釈するのには、いささか驚かざるを得ない。神宮の神官たちにとって、天皇を含め為政者・権勢を持つ者の死が特別に強い穢れを伴い、広く遍満するという観念はなかった。宇治・山田の住民の変死体も天皇の死体も、遍満の触穢を招くのは一昼夜以上放置すればこそであり、それ以上の理由はないのである。

もう一つに、神宮領内で火災により焼死者が出た場合である。人間に限らず牛馬でも同様とされる。火の穢れが重視される故のことであろうが、両宮と神宮領内は七日間だが、焼死の発生した地は百日にも触穢が及ぶ。

こうした触穢は、どの程度確認できるものであろうか。別表に、管見

触 穢 令 一 覧 表

年 月 日	原因	詳 細	場 所	出 典
慶長 5 (1600) 年 9 月	合戦焼死牛馬	中嶋北孫右衛門処若手稲葉蔵人押寄合戦、首取、牛馬焼死、七日穢	中嶋北孫右衛門処	「神宮編年記(外宮)」文化7年2月18日条
元和 6 (1620) 年 3 月 2 日	?	内宮七日触穢	?	「禁忌集唾」
元和 9 (1623) 年 9 月 14 日	変死	赤子を藤社に棄、死。両宮共触穢七日	藤社	「禁忌集唾」
寛永 6 (1629) 年 11 月 5 日	死体	有爾百姓、死人を持、宮川を越、常農長官門前へ。両宮領七日触穢	外宮長官宅	「禁忌集唾」
寛永 19 (1642) 年 正月 9 日	変死	縊死もの有之、三日を経て葬礼、触穢	山田・上之久保町	「今世触穢弁」「死穢愚考」
正保 2 (1645) 年 9 月 27 日	焼死	焼死、町内三十日、山田中七日穢	山田・曾根楡皮世古	「禁忌集唾」
正保 4 (1647) 年 2 月 13 日	焼死馬	馬焼死、触穢	二見三津村	「神宮編年記」元禄4年2月26日条
正保 4 (1647) 年 6 月 4 日	変死	子良館で老婢が井に落ち死、七日触穢	外宮子良館	「神宮編年記(外宮)」文化7年2月18日条
慶安元 (1648) 年	焼死	茶屋ニ而人焼死、触穢	朝熊村	「神宮編年記」元禄4年2月26日条
慶安 5 (1652) 年 6 月 25 日	焼死	火事、人焼死 火元百日 郷ハ廿一日触穢	二見溝口村	「日記摘要」
万治元 (1658) 年閏12月29日	焼死馬	住人彦五郎家屋失火、馬焼死、両宮七日触穢	中村	「神宮編年記」
万治 3 (1660) 年 8 月 1 日	溺死	7月29日宇治洪水、流死者百余人、七日触穢	宇治	「日記摘要」
寛文元 (1661) 年 12 月 27 日	焼死馬	失火馬死、七日触穢	馬瀬村	「日記摘要」「禁忌集唾」「宇治山田市史資料」
寛文 5 (1665) 年 4 月 4 日	焼死	失火、人馬焼死、七日触穢	通村	「日記摘要」
寛文 9 (1669) 年閏10月2日	焼死	今朝火事、火本死人有、七日触穢	山田・下之久保	「神宮編年記」「神都雑事記」
寛文 10 (1670) 年 11 月 24 日	焼死	大火焼死有。外宮領三十日、内宮領七日触穢	山田	「神宮編年記」明和元年12月20日条、「禁忌集唾」
寛文 12 (1672) 年 2 月 20 日	焼死	昨日山田火事、両宮触穢七日	山田・下中郷町より上久保	「日記摘要」「神宮編年記」宝永3年11月29日条
延宝元 (1673) 年 12 月 14 日	焼死	山田火事、両宮触穢七日	山田・大間広から下馬所町	「禁忌集唾」「神宮編年記」宝永3年11月29日条
延宝 3 (1675) 年 5 月 8 日	変死	外宮月読宮地、餓死有之、両宮七日触穢	山田(月読地)	「神宮編年記」「禁忌集唾」
元禄 4 (1691) 年 2 月 26 日	焼死	失火、焼死有、両宮七日触穢	二見西村	「神宮編年記」
宝永 3 (1706) 年 11 月 4 日	焼死	山田出火、焼死。外宮三十日、内宮七日触穢	山田中嶋町	「神宮編年記」
明和元 (1764) 年 12 月 20 日	焼死	山田大火、外宮三十日、内宮七日触穢	山田	「神宮編年記」
明和 7 (1770) 年 6 月 25 日	焼死	昨夜失火、焼死人。両宮触穢七日	宇治下中之地藏町	「神宮編年記」
明治 2 (1869) 年 11 月 29 日	変死	出火、大杉転倒、役夫圧死。触穢三十日	外宮宮中	「宇治山田市史資料」「大神宮故事類纂」

注1 「詳細」は史料の記述に準拠するが、「内宮」の触穢は「宇治町中」に、「外宮」は「山田町中」にも当然発令されている。
 注2 出典は「宇治山田市史資料」(伊勢市立図書館蔵)以外は神宮文庫所蔵。ただし、「大神宮故事類纂」は、皇學館大学神道研究所で閲覧した。これらのうち「禁忌集唾」は外宮領の事例を、注記のない「神宮編年記」は内宮領の事例を示す。なお、発令範囲が不明な場合は、対象地を記していない。後日を期したい。

の限りの江戸時代以降の事例をまとめた。先例を重んじる神宮においては、事件発生時に過去の同様の事例が書き上げられる場合が多い。また触穢を研究する神官らが、著作において先例を集め、紹介している。この表は、近世の宇治・山田における遍満の触穢の事例を網羅したとは言えないが、大勢は反映している筈である。

一七世紀中には、変死体の発見・発生や、周辺の農村部も含めて人馬の焼死によってしばしば触穢が発令されていたことが確認できる。触穢の期間は、規定では火元は百日、神宮領は七日だが、山田で発生した時には、山田全体が七日ではなく三十日となることもあった¹³⁾。

一方一八世紀以降には、周辺農村部での死を原因とする事例は消滅し、数自体も大きく減じている。遍満の触穢となっていた事象について、ある時から触穢にならなくなったとしか考えられない¹³⁾。この転換は、なぜ、そしてどのように起こったのであろうか。

二、触穢忌避の作法

(1) 焼死時の触穢忌避

「神宮領」で発生した焼死について、触穢の適用が疑問視された初発は、元禄四(一六九一)年のことであろうと思われる。宇治・山田の東北、五十鈴川を挟んだ対岸の二見の西村において、二月二六日の朝に火災があり、人が焼死した。二見の地は古来神宮領であり、近世初頭には一時期鳥羽藩領となるが、寛永一八(一六四一)年に神宮領に復す。いわゆる宮川より内の伊勢神宮の敷地として三方・会合が管轄する地であり、行政的位置付けは、宇治・山田周辺農村と変わらない。西村は外宮領であり、三方が管轄した。この焼死に伴い、先例に任せ七日間の触穢

となる旨の連絡が、外宮から内宮にもたらされた。同日、外宮長官の家司（長官の家政機関の役人）と、権禰宜で大物忌父の黒瀬一臈が、内宮に相談にやってきた。黒瀬一臈とは、触穢制度の研究で知られる国学者黒瀬益弘である¹³⁾。

一、同日外長方家司黒瀬一臈触穢之儀ニ付相談ニ被参候、扱小林ニ而御意被成候ハ、触穢ニ成候とて参宮人を留候而参宮もいたさせぬと有之儀、何共御心ニ難被決思召之由、扱人焼死候処など、地つゝきなどにも候ハ、尤触穢共可申事ニ候、二見などにて人焼死候とて参宮人をとめ候事難心得との御意ニ候、扱一臈申上候者参宮人をとめ申との儀ニ而ハ無御座候得共、人焼死候而両宮共ニ其地けかれ候故、宮中までも其通ニ候へハ正殿へも参申事不能成、外院へ御蓋を出し拜をいたさせ申と申上候へハ、とかく両神宮吟味之上ニ而申上候様ニとの御事故、右二人参事也

史料中の「小林」とは、小林村に所在する山田奉行所のことを指す。当時の山田奉行は岡部駿河守勝重である。相談の内容は、触穢を理由に参宮を押し止めることについて、山田奉行から疑問が呈されたことに係る。地続きの場所での焼死人ならばともかく、二見でのことで触穢とするのは理解できないとし、神宮に調査が命じられた。

翌日山田奉行所に出向いた神宮神官らは「今度触穢之儀ニ付両神宮吟味仕候処ニ、前々方仕来候事故、只今何とも了簡難仕候」と、触穢の適用が先例に基づくことを主張するのみである。根拠を問われても「何之神書ニ有之と申事も無之」、しかし前々の通りに済ませたいとするのみ。山田奉行は「二見村之事陸地も不統船ニ而往還致事ニ候へハ隔別之事也、物忌之事ハ甲乙丙有之、深浅厚薄無之候而ハ不叶事也」と畳みかける。二見の地は五十鈴川に隔てられ船で往来する所ではないか。穢れの忌み

は、程度を様々に付けなければ叶わない。そして重要なことは、「此度などの様ニ而ハ遠国之参宮人神拜も無之帰候段者本意なき事」と述べ、触穢に伴う参宮制限を批判したのは、偏に遠国からの参宮人への配慮であることを明言している点である。

神宮は、「神書」にはなくとも一四世紀に成立した「文保記」や一六世紀初頭成立の「永正記」には記されることで、従来これらの書により触穢を行ってきたことを述べる。二見との間は陸続きではないが、穢れの扱いは宇治・山田と同様に行っていることを強調する。ここまでは、先例の遵守を何より重んじる神宮が原則を述べた部分である。ただし、それに前後する発言が興味深い。まず、山田奉行が参宮人へ配慮した見解には賛意を示す。

御意之段尤奉存、御同前ニ神宮者不申及町々以下迄此穢之事難儀仕候、殊参宮人之奥へ通不申事本意なき御事ニ候へハ、何とそ了簡仕度事ニ候得共、前々方ケ様ニ有来事ニ候へハ今更何共難儀仕候触穢によって神宮だけでなく町々の住民も難儀し、参宮人を奥へ案内できないのも不本意である。何とかしたいがこれまでの仕来りゆえ何ともし難い。これに続けて次のように記す。

ケ様之節火本ニ心得たる者御座候へハ、いきの有之内ニ外へ其身出候へハ別事無御座候へハ、本人之申出シ様次第ニ穢ニかゝり申とかゝり不申とニ御座候

ここには、焼死に伴う触穢を免れる便法が記される。まず焼け死ぬ前息のある内に火事場から引き出せば「別事無御座」である。

まさにこうした先例がある。延宝八（一六八〇）年一月一八日に、宇治町の一つ上中之地蔵新屋敷で出火し、焼死人が出た。だがこの時は触穢になっていない。

一、同日暮五時分上中地藏新屋敷ニ而玄竹後家方火出新屋敷大半焼失、右之後家盲目ニ而とほうにくれ居申候処、近所五七と申者彼ごぜ同五六才ノ娘二人内方引出候処、かべニうたれ兩人なから相果申候、但引出申時五七慥ことは合せ申候、右之通御座候へ者触穢にてハ御座有間敷候得共、為念御断申上申にて、上中之地藏之年寄三郎左衛門多左衛門忠兵衛參候、此方方申候者、其通ニ而候へハ別義無之候得共、弥近所之者ニ吟味いたし候様にと申遣ス、其後寺田兵左衛門方へ右之三人之年寄共參、近所之五七も參申候も右之通少も相違無之由ニ候故、触穢ニ而ハ無之段相心得可申旨申付、皆々返し申候、就其小林へも右之通兵左忠進申由也

火事場から引き出した時点では「慥ことは合せ」、すなわち生きていた。その後に、崩れて来た壁に打たれて死んだのではあるが、焼死ではない。事実はどうであるか疑わしいが、ともかくそのような届がなされた。町年寄は触穢にはならないと解釈し、神宮内宮の長官機構もこれを了解し、山田奉行所にも届けた、という。問題視されるのは火事が発生した場所と死との直接の因果関係であり、死それ自体ではない。たとえ火に焼かれたことが死因となっても、その場から引き出した際にまだ存命であれば、火は「穢れ」ず、触穢にならないのである。もちろん、その死体はすみやかに「速懸」の作法によって送られたものである。

元禄一〇（一六九七）年九月には内宮大山神への参道で崖崩れがあり、八才の男子が死んでしまったが、死体を「即座ニ取のけ跡をも清め申候」と、神宮から山田奉行所に届けることで済ませている。一七世紀末には、速懸によって触穢を逃れる自然死の場合と同様に、災害による死についても、触穢を避けられるという共通認識が生じていた。

二見西村での焼死に関する、神宮の山田奉行への返答に戻ろう。神宮

側は、事実がどうであれ「本人之申出シ様次第」で触穢の有無が決まる、とする。焼死との届があれば、規定や先例に基づき触穢を発令せざるを得ない。機転が利く者が焼死ではないように届け出れば済む話なのである。

触穢の適用に異議を唱えた山田奉行のみならず、神宮も宇治・山田の住民も、触穢となることを望んではいない。しかし先例の墨守を行動・判断の基準とする神宮世界では、現実社会においてそれがどんなに障害となろうとも、独自に規定を変更することは困難であった。山田奉行の側から、参宮客への配慮を理由に異議が出され、触穢の適用軽減に「お墨付き」を得たことは、その後の出火・焼死事件に際して影響を及ぼしたことだろう。そしてこのやりとり、また右に示した事例からは、一七世紀末には既に、触穢回避のための方法がある程度住民たちの間にも定着しつつあったことを推測させる。これ以降に災害時の触穢が激減する要因の一つはここにあった。

(2) 溺死時の触穢忌避

天和服忌令では規定されていないが、水害による溺死の場合も触穢となることがあった。万治三（一六六〇）年七月の洪水は五十鈴川が氾濫したもので、宇治で溺死者百五十余人、流失家屋二百四十戸を数えた。その結果、七日間の触穢が命じられている。

寛保元（一七四一）年七月二日から翌日にかけて、宮川の川堤が合わせて二百十三間にもわたり切れ、山田で溺死者五十四人、流失家屋五十九戸、全壊九十四戸、半壊四百戸余の被害が生じた。だが一八世紀半ばのこの時には、触穢は慎重に回避されたようである。内宮と外宮とのやりとりを見てみよう。

七月二四日に内宮長官名代の藺田内膳は、外宮の松垣九神主（常倚）に次のように申し送った。

以手紙得御意候、然者大水之儀追々風聞承驚入候、内宮辺同事之水与存御尋申候儀も及延引候、然者其御地流死之者凡百人斗も有之様ニ風聞承候、若触穢之筋杯有之候ハ、早速為御知可被下候、万治年中内宮洪水之節触穢有之候、ケ様之筋ハ表立容易ニ得御意候事ニハ無御座候へ共、万一間違之筋到来ニ而ハ如何ニ存候間、密々得御意候、取込早々以上

尚々流死之者風聞之通ニハ有之間敷とハ存候得共、風聞不心成候ニ付内々御尋申候、以上

七月廿四日

藺田尚膳

松垣九神主様

藺田尚膳の懸念は、災害自体の見舞いよりも百人ばかりの溺死者が出たとの「風聞」であり、万治年中と同様に触穢になるのではないか、との一点にあった。尚々書では、「風聞」は実際とは違うだろうとしている点にも注意しておきたい。その日の内に松垣常倚から返書が届いたが、その中には次のような一条があった。

一、流死之者数多有之様ニ風聞承、併死切候者ハ無之との風聞、取上候上死切候ハ有之由、兎角爾今とくと致したるとんさくハ不及候、触穢之事ハ殊外ニ重キ事、此方ニ而も密々ニつぶやき申事ニ候、当時触穢事如仰容易ニハ難申候、何分事立候節ハ内々両宮被仰合取斗之次第可有之事ニ候、先々寛々沙汰なし々々

洪水により死者が出たことは、隠しようのない事実である。だが、松垣常倚いわく、救出した後には死んだ者はいるが、溺れてその場で死んでしまった者はいない、と。あとは、触穢となつては厄介との感情からの

まさに「つぶやき」であり、明らかに「なかったこと」にしようとの意志を表している。受け取った藺田尚膳は、触穢は重きこと故、慎重に考えた点については同意するが、外宮側の見解については「しかし諸人見聞之上後日之取沙汰茂有之物ニ御座候間、大切成筋おろそかになり行、却而 神慮を軽シ候様ニ聞へ候而ハ如何哉与存候」と懸念を示す。さて内宮は宇治を管轄する住民機構たる宇治会合と、外宮は山田の三方会合と、それぞれ情報を交換していた。外宮は、溺死者について二四日に三方会合に問い合わせたところ、「いつれ茂昨日限り取仕廻、一日を過キ不申」との返答であった。外宮は「然上者触穢之沙汰ニ茂及間敷」と判断し、内宮側に伝えている。ここでは災害による死が、一般の自然死と同様に扱われていることとなる。ただし今後に溺死者が発見されたならば触穢につながるため、住民に注意を喚起した。

宇治会合からは二九日になって内宮長官機構に、山田での洪水に関する情報が届けられた。それによると「山田洪水ニ付流死之者日々堀出し候由、依之明後日者八朔ニ而茂御座候間、町々在々迄火替之儀申渡候」とのことである。宇治の住民に「火替」を命じたのは、宇治会合の判断であつて、内宮（神宮）のものではない。火替は八朔の儀礼に備えてのことのようだが、宇治会合は溺死によって穢れが発生していると判断したことになる。

遍満の触穢を発令する権限は神宮にあり、三方・会合ではない。内宮は宇治会合に対して、外宮からは溺死者を速やかに片付けたと聞いている、いまだに「日々堀出」とあつては触穢の沙汰に及んでしまう。これは「大切成事」であり、住民への申渡しには留意されたい、と伝える。これに対して「此儀者此方ニ而茂相考申候故、事六ヶ敷候様ニハ相触不申候」との返答が来た。

内宮・外宮も三方・会合も、洪水によって溺死者が出て、かつ埋もれた死体を「日々掘出」す実態を知っていたことは確実だろう。だがこれらの組織の間では、救出後に死去したため直接の溺死者はおらず、またその日のうちに死体は取り片付けて、翌日に持ち越すことはなかった、ということにした。これが触穢に及ばないぎりぎりの線であった。

触穢を忌避することについては、最初から結論が出ていた。これらの組織の間では、誰も触穢になることを望んではいない。わざわざ実態とは違う苦し紛れとも見える弁解を行って、触穢を避けていたのである。

(3) 境界の設定

触穢に際して神宮では内院への諸人の参入を留めたが、その境には注連縄を張り巡らした。京都の神社においても、朝廷からの触穢令発布時に神社を注連縄で囲むことが行われた⁽¹⁶⁾。縄は、穢と浄とを分け、穢れが浄い空間に広がることを押し止める機能を持ったのである。

亀田末雅「今世触穢弁」は、この点を詳しく論じる。宮域に死人や穢物があっても、そのありどころの「地堺ひ分り」「穢本宮に及ざる時」は、遍満の触穢にはならない。「在家」において人や牛馬の病死や変死があつた場合に放置すれば、「穢気」が混合して遍満し宮中に及び、三十日の触穢となる。万治三年洪水の触穢はこの事例にあたるという。だが「その堺を定め或ハ急速に縄を引き、穢気混せさらしむる時ハ遍満の触穢とせず、その家のミ触穢とするなり」である。亀田によれば、寛政七（一七九五）年九月二三日に、三方会合所から町々へ申し渡しがなされた。それによれば「横死之者有之候節者当所禁忌ニ拘り候事故、其場所へ不浄除縄張を致し候上御注進可被申上候、場所ニ寄縄張難出来節者其場所へ溝形を付ケ可被申候、宅内ニ而横死之もの有之節途茂石同様

縄張を致し候上御注進可被致候との事」とある。「不浄除」の縄張りをすること、さもなければ「溝形」を付けて区分することを求め、それにより死の穢れが広まることを防ぐことができるとの認識を示している。

亀田は山田奉行所の処刑場である甫蔵主川でも事例はあり、また「禁忌要録」（黒瀬益弘の著作）に、失火の家の郭外に縄を引くことで穢れの伝染を妨げる旨の記述があると述べている。ただし宅内で「浄不浄の所を分む為に縄を引くにはその縄の引き様に重々子細ある事にて、古法の趣ハ文保記等を見て知るへし」とし、また享保八（一七二三）年の外宮長官常有の葬儀の事例を引き、縄張りをしても縄の外が清浄とは言い難いと注記を加えている⁽¹⁷⁾。

穢れの遍満を防ぐためには縄等により穢れを境界の内に留めることが、「古法」でも確認された有効な手段であり、これの適用を誤った際にのみ、触穢となってしまう。亀田によれば、天和服忌令にもこの法が記されず、避けられるものまで遍満の触穢となったが、寛政七年になってようやく会合所より町々に命じられたとする。死穢の空間への伝染を境界の設定により押し止める手段の普及は、間違いなく遍満の触穢の発生を減らしたことであろう。

(4) 触穢適用軽減の画期

触穢の適用について、それを軽減させる方策が江戸時代中に取られるようになったことは間違いない。ではその画期は何時で、何に起因すると考えたら良いのだろうか。管見の限り、先に見た、山田奉行岡部勝重の「指導」に基づいて参宮客のために触穢の軽減が検討された元禄四（二六九二）年を最後に、周辺農村の焼死に伴う触穢は見られない。以後は同様の死が発生しても、直接の焼死ではないとして処理された筈で

ある。

寛政五（一七九三）年に内宮領の山地で行き倒れ人が見付かった。宇治会合の役人が内宮のもとに訪れ相談するが、その際に「事立候得者触穢杯ニも相成候得者事六ヶ敷御座候、御奉行所桑山殿御時代方取斗軽ク相成候得者、是迄之振を以取斗可申哉」としている。桑山殿とは、寛文六（一六六六）年から貞享元（一六八四）年まで山田奉行を務めた桑山丹後守貞政で、岡部勝重の前任者である。先に示した表を見る限り、桑山の在任中の延宝三（一六七五）年以後は触穢令はしばらく途絶え、岡部の代になっての元禄四年の事例は十六年ぶりのことであった。具体的な指示が確認できる岡部と合わせ、一七世紀後半期に山田奉行の意向により、触穢が軽く取り計らわれるようになったとは言えるであろう。

なお国学者でもある神宮権禰宜の足代弘訓は「宮山領に縊たる類の横死もの有之時ハ、未氣止躰ニて宮外最寄の所へ出し触穢の沙汰に及さる事去ル宝曆年中方始る、本法に違ふなり」とし、「宮山領」の変死体であっても、一八世紀半ばには死んでいないこととして、触穢を避けるようになったと指摘している¹⁸⁾。

一七世紀後半以降、服忌令や古法（「文保記」「永正記」）の規定通りの触穢適用は社会活動の妨げになるため、それを軽減させる意識が神宮や住民の間でも高まった。宮中での火事や大規模な火災による焼死でもない限り、変死体や溺死体は触穢とならない（避けられる、避けるべし）という観念が一般化した。なお、触穢の蔓延を防ぐためとして寛政七（一七九五）年に三方会合所より境界の設定が命じられ、方便のみでなく忌避の作法が明文化されたことも、重要な動きである。

山田奉行による「指導」はあったが、神宮も三方・会合の住民組織も、触穢制度の厄介さについてはよく認識していた。では、なぜそれが一掃

されないのか、これがなお、神官のみならず住民の行動を拘束し、明らかに詭弁をわざわざ弄さなければならぬのは何故なのか。章を改めて検討したい。

三、触穢の判定

（1）判定権の規定

何が触穢となるか、またその軽重は誰が決めるのか。山田奉行の交代時に神宮側から提出する由緒書¹⁹⁾には、次のように記される。

一、両宮領内諸穢之儀者、記文を以制禁之旨を守候得共、事により一決難仕穢之事有之候得者、長官先例を相考穢之次第を相究出し申候

神宮が幕府の求めに応じて作成した「天和服忌令」や、「文保記」「永正記」、それに先例を勘案して、最終的には神宮長官の責任において判定される。実際の事例を見ると、長官の母体となる十人の神官（禰宜中」と称する。いずれ順番を追って長官に就く資格を持つ神官たち）での衆議を経て、内宮長官と外宮長官とが連絡を取り合い最終的な決定がなされることとなる。

だが、神宮神官たち自身が認めているように触穢の判定は難しく、状況とそれへの認識により大きく軽重が異なる。神宮長官の最終的な判断に、外部からどのような力が及ぶのであろうか。

まず確認しておきたいことは、三方・会合組織はこの触穢判定に直接関与はしない点である。宇治・山田の地は「伊勢神宮領」とはされるものの、触の伝達や治安維持、争論の調停などの行政的な問題は、山田奉行の指揮下に三方・会合が管轄している。神宮は、多気郡にある直轄領

からは年貢や役銭を徴収し、触を示し、犯罪者を処分するなどの支配を及ぼすが、宇治・山田の住民に直接指揮命令を下すことは、基本的でない。山田奉行の下、宇治・山田（及び周辺地）は三方・会合が、神宮直轄地は神宮が管轄しており、三方・会合と神宮は、行政的な位置は山田奉行の下で等しいのである。

だが、宇治・山田に及ぼされる触穢の判定をめぐっては、神宮にその権限が確保されている。神事に関する問題と触穢の判定とが、神宮が宇治・山田（及び周辺地）に対して持つ支配権であり、かろうじて「神宮領」たる根拠となっていたのである。

さて、神宮世界には、中核となる長官ら十人の神官（禰宜中）とは別体系の神官が多数居た。例えば「物忌」と呼ばれた神官は、「地下権任」として「禰宜中」には成り得ない家格であるが、日々忌み慎み御饌を献じることを本務とし、それゆえに触穢の問題には詳しかった。二章一節で見た元禄四年の触穢事例で、山田奉行とも折衝している触穢制度の専門家、黒瀬益弘は、まさに物忌であった。物忌及び彼らと密接な関係を持つ「子良」らが、長官の判定に異議を唱えた事例がある。節を改めて検討を加えたい。

(2) 文化年間「古骨一件」

文化六（一八〇九）五月一日に、宮山領内の神山南小谷というところで白骨体が発見された。この対応をめぐる神宮神官内部で、朝廷機構（神宮祭主の藤波氏）をも巻き込んで、激しい論争が繰り広げられた⁽²⁰⁾。白骨体はシダが生い茂ったなかで見付かったが、近くには古い着物が入った風呂敷包みも捨てられていた。さて届を受けた外宮長官らは、まずこれを「血気等無之古骨」と認定する。通常の死体とどのような扱い

の違いがあるのか。神宮の触穢についてのバイブルである「文保記」「永正記」に次のような条文がある、とする。

文保永正両記曰

無血気古骨非穢限矣

古骨掃除人、当日不可従神事

今回の白骨体はこれに該当するとして、外宮長官は翌日に十人の禰宜との衆議を経て、触穢禁忌の沙汰には及ばない、と判定を下した。六月八日には名代の松木雅楽之助が京都の祭主に報告し、了解を得ている。だが禰宜たちの集会の直後にすでに、子良・物忌たちは疑念を呈していた。

おりしもこの時は二十年に一度の遷宮を九月に控えていた。子良・物忌たちの異議申し立ては、一旦押し止められたらしい（「古骨一件抜書」）。だが一月になって、子良・物忌中十四名が京都の祭主藤波氏に対し、問題の死骸は古骨ではなく触穢を伴う、と主張して訴えを起こした。彼らによれば、死骸は毛髪と膝骨から男と推定され、確かに血色はないが頗る「臭気」があった。古記に規定する古骨とは、古墳より出るものや鳥などが銜えてきた小骨などを指す。今回の場合は鬮體が付いていることから、「五体不具」の死体の穢れを適用すべきである（死体の場合が三十日であるのに対して、五体不具の死体の場合は七日間の触穢となる）、とする⁽²¹⁾。

祭主側は当初穏やかな調停を試みたようだが、物忌らは強硬な姿勢を崩さない。加えて「道路の風説」、つまり今回の判定をめぐる世間で疑念が出されているという物忌らの指摘が祭主を動かし、遂に神宮側を京都に呼び出しているの吟味が行われることとなった。翌年の正月から四月にかけて両者から出された訴陳状から、論点を整理してみよう。

まず事実の認定をめぐって。物忌らは前述のように死穢を含む死骸であると主張する。近くに捨てられていた衣類の持ち主は死者であり、神宮が死体と捨て物とを別物と判断するのも不当である、とする。これに対して長官らは、物忌らの主張は根拠がなく「是皆疑念を以申立候事」であり、「文保記」「永正記」中に「雖有推量以推量不可定于穢」とあるように、穢れの判定は推定で行うべきではない、とした。

次に、触穢を違犯した場合の「祟り」について。触穢となった場合は御饌の調進を始め全ての神事が止まる。物忌らは「胸懐含汚穢之意、心中不穩候而、御饌調進之事甚不堪恐怖之情難默止」と訴える。彼らの認識としては触穢となるべき状況であり、そうしたなかで御饌を調進するのは恐怖に堪えない、とするのである。

これに対し長官らは、本当にそう考えるならば職務を務められない筈であり、まず辞職すべきではないか。徒に時日を経て、その間に朝夕の御饌の調進もしている。とりわけ九月に行われた遷宮の節には物忌らは「昇殿之重務」等を担っている。これは「却而不恐神慮冥罰之道理ニ相当」ではないか、と激しく非難する。もし不当の取り計らいであったならばまず長官らに神罰が下り、次いで朝廷にも及ぶ筈であろう。ところが去年五月以来、遷宮の諸祭事や尋常の祭祀は無事に遂行されている。特に遷宮の大礼当日は天気も快晴で、明和・寛政の遷宮時よりも穏やかに遷御を遂げているではないか、と反駁した。

物忌らは、神明の祟りは一年を過ぎない間に無かったと判断できるようなものではない、職を辞せと言うが、そうなれば古来伝授してきた事をだれに伝えるのか、と反論する。

さて物忌らは長官たちに対して、何を執拗に要求したのであろうか。長官らの「旧記勘考」は未熟で近例にも疎く、粗忽の判断を下している

とし、ゆえに以後は物忌を触穢判定の場に加えることを求めた。つまり、個別の触穢の認定という問題に留まるのではなく、神宮世界における物忌の位置をめぐる主張を伴ったのである。

祭主もこれを支持した。文化六年十二月一日付の書状で外宮物忌中に対し「如斯汚穢之事有之節、神宮集議之節者、物忌中も出会有之、一同之集議候得者、如斯注進之齟齬も無之」と禰宜中に命じたことを伝えている。

だがこれは長官らが容認できることではなかった。そのような要求は古今未曾有のことであり、「全躰物忌共御饌調進ニ付相従者ニ而、其外神宮之事務禁忌之判定ニ拘り候者ニ而者無御座」とする。服忌・禁忌の判断はただに長官ら禰宜中の専権事項であり、「権禰宜物忌共可絆筋」はない、と断じる。そもそも祭主に注進をする権限も禰宜中の職役であり、彼らにその資格はない、これまで「法家」に尋問し勘答を得ることもあったが、その場合でも神宮の法に対応しない場合は採用しないことも数多くあった、とした。

物忌中は、長官らから「亜職」と扱われたことを憤る。享保年中には物忌父玉串職は禰宜職に続く重職であり、禰宜らに「支配」される職ではない。両者は「互ニ可励職掌」関係である、と²³。

古骨が発見されてから半年以上が経った時期のやりとりである。今更、何をしようというのか。物忌らのこの段階での要求は、穢れの発生を認め、改めて「祓清」を行うことであった。禰宜側は、そのような先例はないと拒絶し、両者の間で先例や方法、用語（祓、清、解除）をめぐって、やりとりがなされる。

この争論の裁許は、文化七年の七月二四日に京都の祭主藤波氏邸において申し渡される。それぞれに下された書面は次のようなものであった。

禰宜

去年五月宮山領内骨一件之事、元来不分明之儀故御裁判無之候、最初取計方可有之処、軽々敷相心得鹿忽之商量不行届之至、依之衆人發疑不穩候、正権禰宜一統万端和熟、自今行届候様可取計候事

物忌

去年五月宮山領内骨一件之事、元来不分明之儀故御裁判無之候、疑惑之儀有之候者自最初申方可有之処、其儀無之、仮令禰宜雖不承諾精精可及和熟之示談之処、嚴重申立候儀不心得之至、自今和睦可勤仕候事

「不分明之儀故御裁判無之」と判断を下すことを放棄しているが、禰宜の不注意を難じ、「疑惑」を認定した。物忌らに対しては、禰宜らが理解を示さずとも穏やかに務めるべきとしている。二六日には祭主から神宮諸殿の祓清を行うことが命じられた。朝廷側は、事実の認定としては、物忌らの申し立てを採ったと言えよう。ただし物忌らが求めた、禁忌の判定に關与する資格は、認められなかったと思われる。

規定に照らし厳密に事を行えば、明らかに触穢になる状況であった。古典・先例、儀礼に明るい物忌たちは、原理主義的にそれを杓子定規に行うことを主張した。彼らが本当に御饌調進に恐懼したか、その心情を推し量ることはできないが、少なくともこの問題は、彼らの存在を禰宜らに對し主張するに足るものであった。触穢の判定をめぐる種々の争論は、神宮内外の組織間の対立・拮抗が背景にあったことを考慮に入れる必要がある。

長官や禰宜らも、問題の死骸が穢れを伴う可能性が高いことは認識していた筈である。この争論は、神宮を運営・経営する立場、現実的な課題を抱える長官らと、儀礼の中核を担い、古典古儀を考究する学者を輩

出し、いささかペダンチックな世界に生きる物忌らとの対立であったとも言える。そして表向きの議論になれば、より触穢を厳密に解釈する方が有利であることは否めない。

(3) 世間の風聞

参宮客らを意識した場合、触穢の適用を避ければ避けるほど良い、という単純なものではない。神宮内部で長官らと物忌らとの争論のなかでもしばしば問題となった要素に、「世間の風聞」があった。触穢の判定をめぐる議論においては、制度や先例以上に重視される側面すらあった。神宮が触穢を蔑ろにしているという風聞、これが広まれば、目先の参宮客への配慮となっても総体としては神宮にとって却ってマイナスとなる。物忌らは、この点をも衝いたのである。

「古骨一件」においても、「世間の風聞」は一つのキーワードとして用いられた。祭主が物忌らの訴えを取り上げたのも「近国近者道路之風説等御捨置難被成」という理由からであった。長官ら禰宜側は、禁忌に限らず何事も「風説世評を取上及兎角異論義ハ未練之至」であり、たとえどんなに「異説」が唱えられても、それに左右されるのは判断が未熟の極みであり、また一旦神宮が決定し大宮司の承諾を得たことであれば、どんな風聞が立とうが関係ない、とつっぱねている。

ここでは物忌らとの対抗上、このように主張せざるを得ない。だが長官ら禰宜たちも、世間の風聞の重みは共有していた。二章二節で見た寛保元(一七四一)年の山田大洪水に際して長官機構は、溺死者が多数出た事実を認識しつつも、基本的に触穢を避けるべく奔走した。だがそのなかでも内宮長官名代の藺田内膳は、外宮長官機構に対して「諸人見聞之上、後日之取沙汰茂有之物」と、実際に見聞した人々がたてる噂に留

意する旨を書き送っている。あまりに露骨な方策を取ったならば「神慮」を軽んじているという世評が立たないか、との懸念を表しているのである。溺死体が生じたとの「風聞」さえなければ、対応に苦慮することもなかった。

宇治・山田の地が、神官や住民たちのみで完結する社会であれば、「清浄」なる空間を守らねばならないという意識はここまで強くはなかったであろう。だがこの地は、外から常に注視される世界であった。神宮領の神宮領たる所以は、他の世俗社会とは異なる「清浄」さのイメージにあった。触穢の観念を蔑ろにすることは、参宮客らに対して神宮領の自己規定を揺るがすことになるのである。

おわりに

神宮世界にとって先例は何より重んじられるものであり、中世に成立した「文保記」「永正記」は、ほとんど聖典としての役割を果たした。だが近世の宇治・山田社会において、これらに定められる触穢の規定を杓子定規に適用することは、最早無理なことである。そのため死穢の発生を回避するための様々な方便が発達していった。中世以来の作法である自然死の際の「速懸」と同様に、穢れを生じる変死・災害死を「なかったこと」にするのである。死に伴う触穢観は共同での認識、一種の共同幻想であり、神官や住民らが（そして神宮を外から見入る人たちが）こぞって触穢を避けられたと認識できれば、そのような説得的な「理屈」が付けれれば、触穢は避けられるのである。

触穢の軽減が図られたのは、偏に参宮客への便宜のためであった。参宮客によって神宮の経済が成り立っている以上、彼らに大きな不満と不

興を招く参宮の制限は、好ましいものではない。だが外から訪れる人々の受け止め方、神宮に対する認識・評判こそ、同時に無限定な軽減措置を妨げたものでもあった。そして、神宮組織内部で対立が生じた時に、触穢の判定の適否が問題にされることもあった。

こうした条件に制約されつつも、江戸時代を通じて基本的には触穢の適用は軽くなっていたことは間違いない。一七世紀の末に明確な画期が認められ、この時期を挟んで以後は、小規模の焼死（牛馬の焼死を含む）に伴う触穢はほとんど見られなくなった。もちろん世間の風聞や神宮内部での対立という阻害要因から紆余曲折はあったものの、一八世紀以降の宇治・山田における触穢観念は、それ以前とは大きく変わったととらえられる。自然死の際に執り行われる速懸にも、時代によって変化が起こっていた。

さて、一七世紀の末から一八世紀の後半にかけて、宇治・山田世界における死穢を回避する便法と、それを受け入れる認識が発達したことを見た。一方で、前稿で見たような被差別民に対する差別的な別火事件が一九世紀初頭から起こることを、どう説明したら良いのか。これは、やはり基本的には幕府・山田奉行主導の政策に基づくと考えられる。神宮及び宇治・山田社会の内在的な触穢観、死に対する穢れ観念の変化と、被差別民に対する差別現象の変化とは、必ずしも対応しない。被差別民との「同火」について触穢規定を適用することに神宮や住民らが抵抗を示したのは、こうした背景があったとも言えよう。

【注】

(1) 拙稿「近世の伊勢神宮と朝廷―『触穢令』をめぐる―」（『人文論叢』一八、二〇〇〇年三月）。

- (2) 研究史については別稿にゆずるが、死穢と民衆社会との関係について、古
代史・中世史においては比較的の研究の蓄積がなされているが、近世史では
正面から論じられることが少ない。
- (3) この問題については前稿において部分的に論じた。「近世の宇治・山田に
おける被差別民禁忌について」(『人文論叢』二〇、二〇〇二年三月)。
- (4) 伊勢神宮の直轄領たる多気郡の斎宮村以下五か村や度会郡野後村には、触
穢令は適用されず、あくまで宇治・山田及びその周辺地域に限定される。
なお、神宮領の規定については、拙稿「鳴物停止令と地域社会―伊勢神宮
周辺地域を中心に―」(『三重大史学』創刊号、二〇〇一年)参照。
- (5) 亀田末雅「寄生園遺稿」によれば、焼死遍満の触穢は三十日であり、七日
とするのは「本法」にはずれる、としている。
- (6) 以下、特に断らない史料は伊勢神宮の内宮長官(一禰宣)機構の公務日記
『神宮編年記』(神宮文庫蔵)に拠る。外宮長官の日記を用いた場合と、先
例を記す時など史料と記載の日記とで年月が異なる等の場合は、随時注記
を施す。なおこの史料については、神宮史料輪読会編『神宮編年記』(内
宮長官日記)慶安元年一〇月一五日〜同二年七月七日(『皇學館大学神道
研究所紀要』一六、二〇〇〇年)の「解題」を参照。
- (7) 元禄四年二月、二見西村での焼死人発生に伴い触穢が問題になった際に、
外宮家司大夫は内宮に対して「自然ケ様ニ穢ニ成候へハ、禁裏公方之御祈
禱も無是非御延引之―大事之儀」と書き送っている(『神宮編年記』元禄
四年二月二七日条)。
- (8) 「常基古今雜事記」(『宇治山田市史資料 触穢下』伊勢市立図書館蔵)。
- (9) 『神宮編年記』元禄四年二月二九日条。
- (10) 速懸についてはとりあえず西山克『道者と地下人―中世末期の伊勢―』
(吉川弘文館、一九八七年)を参照。なおこの問題については別稿を用意
している。『三重大史学』四号(二〇〇四年)に発表予定。
- (11) 動物の穢れについては、いずれ別稿で論じる予定である。
- (12) 神宮文庫蔵。
- (13) 次章で見る元禄四(一六九二)年の二見西村の焼死事件について、焼死体
の発生した家(縄を張った内側)は百日、西村は三十日、惣中(宇治・山
田は七日、と規定された(『神都雜事記』・神宮文庫蔵)。
- (14) この時期変化の存在については、既に飯田良一氏の指摘がある。「中世後
期伊勢神宮における穢と不浄」(『西垣晴次先生退官記念宗教学史・地方史論
叢』刀水書房、一九九四年)。
- (15) 黒瀬益弘の事跡については、中西正幸「黒瀬益弘と神宮祭祀」(『皇學館大
学神道研究所紀要』第十五輯、一九九九年)、加崎千恵「黒瀬益弘の伝記
的研究」(『神道史研究』四七巻一号、一九九九年)を参照。
- (16) 例えば、『京都町触集成』(岩波書店)一〇巻三五三三号。
- (17) この事件については別稿で検討を加える。
- (18) 亀田の著作「今世触穢弁」を文政一一(一八二八)年に足代弘訓が筆写し、
その際に書き込んだ注記(前掲飯田論文参照)。神宮文庫蔵。
- (19) 「内宮由緒覚」(神宮文庫蔵)。『三重県史資料編 近世 2』(三重県、二
〇〇三年)所収。
- (20) 以下、典拠史料は特に断らない限り「宮中穢物争論略記」に拠って記述し、
必要に応じて外宮長官日記の抜粋である「古骨一件抜書」、『神宮編年記』
(外宮長官日記)文化七年二月〜二月、で補う。三つの史料は内容的に
は重なりが多い。いずれも神宮文庫蔵。
- (21) 亀田末雅「寄生園遺稿」によれば、古骨の判定は物忌の意見が正しく、先
例を引きつつ、この場合は七日間の触穢となるべきであった、と長官らを
批判する。
- (22) 「内宮由緒覚」によれば、「三色物忌父」は地下権任の家で異姓家養子と
もなる。副物忌父は長官が補任する職であった。

〔付記1〕 史料の閲覧に際しては、神宮文庫、皇學館大学神道研究所、伊勢市立図書館にお世話になった。記して謝意を表したい。

〔付記2〕 本稿は日本学術振興会科学研究費平成一四年度～一六年度（基盤研究C）「近世門前町、宇治・山田の社会構造に関する研究」課題番号一四五一〇三五五の研究成果の一部である。